

旧警戒区域（避難指示解除準備区域）から避難した申立人らについて、定年後に農業生活を送るために都会から旧警戒区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点を考慮して、自宅土地建物の財物損害が全損と評価されて賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1 及びX 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成〇〇年〇月〇日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目及び期間に対する和解金として、金10,050,097円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月12日

（仲介委員 奥野滋）

(別紙)

申立人X1について 平成〇〇年(東)第〇号

| 損害項目 | 期間 | 金額 | 備考 |
|------------------|-----------------------------------|------------|--|
| 検査費用(人) | | 10,000円 | 検査交通費 |
| 避難費用 | | 62,410円 | 家財移動費:1,300円 (生活費増加分) 家財購入費:50,860円 その他の生活費(文書料等): 10,250円 |
| 一時立入費用 | | 280,881円 | 交通費:224,000円 宿泊費:56,881円 |
| 帰宅費用 | | | |
| 生命・身体的損害 | | | |
| 精神的損害(日常生活阻害慰謝料) | 平成23年 12月1日~ 平成24年 8月31日 | 900,000円 | |
| 精神的損害(滞在者慰謝料) | | | |
| 就労不能損害 | | | |
| 営業損害 | | | |
| 検査費用(物) | | 10,500円 | 味噌検査費用 |
| 不動産の財物損害 | | 3,436,306円 | |
| 家財の財物損害 | | 4,450,000円 | |
| その他 | | | |
| 一部和解 合計金額(①) | | 9,150,097円 | |

| | | | |
|--------------|--|--|------------|
| 未精算の仮払補償金(②) | | | |
| 支払額(①-②) | | | 9,150,097円 |

(別紙)

申立人X 2について 平成〇〇年(東)第〇号

| 損害項目 | 期間 | 金額 | 備考 |
|------------------|-----------------------------------|----------|----|
| 検査費用(人) | | | |
| 避難費用 | | | |
| 一時立入費用 | | | |
| 帰宅費用 | | | |
| 生命・身体的損害 | | | |
| 精神的損害(日常生活阻害慰謝料) | 平成23年 12月1日～ 平成24年 8月31日 | 900,000円 | |
| 精神的損害(滞在者慰謝料) | | | |
| 就労不能損害 | | | |
| 営業損害 | | | |
| 検査費用(物) | | | |
| 不動産の財物損害 | | | |
| 家財の財物損害 | | | |
| その他 | | | |
| 一部和解 合計金額(①) | | 900,000円 | |

| | |
|--------------|----------|
| 未精算の仮払補償金(②) | |
| 支払額(①-②) | 900,000円 |

旧警戒区域（避難指示解除準備区域）から避難した申立人らについて、定年後に農業生活を送るために都会から旧警戒区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点を考慮して、自宅土地建物の財物損害が全損と評価されて賠償された事例。

788-2

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1 及び同X 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（但し、別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金 6 1 7 万 9 7 0 8 円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第 1 項記載の損害項目及び期間に対する賠償金として、金 2 1 6 万 3 7 9 1 円を支払済みであることを確認する（ただし、直接請求における既払い分を除く。）。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、別紙第 1 の 2 乃至 5 及び 7 記載の損害項目（別紙第 2 の 2 記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 2 5 年 7 月 1 2 日

（仲介委員 奥野滋）

第1 損害項目

| | (金額) |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 日常生活阻害慰謝料 | |
| (1) X1 | 220万0000円 |
| (2) X2 | 202万0000円 |
| 2. 家財移動費 | 9720円 |
| 3. 生活費増加分 | 78万3640円 |
| 4. 一時立入り費用 | 48万4481円 |
| 5. 検査費用 | 2万7000円 |
| 6. 生命・身体的損害 (X2) | 47万4875円 |
| 7. 上記1乃至6の損害項目に関する弁護士費用 | 17万9992円 |
| | <u>合計</u> 617万9708円 |

ただし、各損害項目の金額は直接請求における既払い分を除く。

第2 期間

- 損害項目1について
自 平成23年3月11日 至 平成25年6月30日
- 損害項目2乃至6について
自 平成23年3月11日 至 平成24年10月31日

以上

旧警戒区域（避難指示解除準備区域）から避難した申立人らについて、定年後に農業生活を送るために都会から旧警戒区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点を考慮して、自宅土地建物の財物損害が全損と評価されて賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1 及び同X 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

| | |
|-----------------------|---------------------|
| ① 財物価値の喪失又は減少等（不動産） | 1 6 3 5 万 6 9 9 2 円 |
| （内訳） | |
| 別紙物件目録1 記載の建物（建築物） | 1 2 9 3 万 6 1 5 5 円 |
| 別紙物件目録1 記載の建物（構築物・庭木） | 2 1 7 万 3 9 9 0 円 |
| 別紙物件目録2 記載の土地についての借地権 | 1 2 4 万 6 8 4 7 円 |
| ② 財物価値の喪失又は減少等（家財） | 4 4 5 万円 |
| ③ 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 8 0 万 4 2 0 2 円 |

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての和解金として、金2 1 6 1 万 1 1 9 4 円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害項目に対する賠償金として、金8 0 6 万 6 2 9 8 円（ただし、同損害項目①につき3 4 3 万 6 3 0 6 円、同損害項目②につき4 4 5 万円、同損害項目③につき1 7 万 9 9 9 2 円）を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 確認条項

申立人ら及び被申立人は、本和解契約書第1項損害項目①の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払に

かかわらず所有権及び借地権は移転しないことを相互に確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月2日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 奥野滋）